

宮城県第二総合運動場等整備方針

【概要版】

令和6年3月
宮城県

宮城県第二総合運動場の概要

①設置目的

武士道に由来するスポーツ（柔道、剣道、弓道）の拠点として設置

②根拠法令

総合運動条例（昭和56年宮城県条例第2号）

③開設

宮城県武道館：昭和56年3月 宮城県合宿所：平成4年3月
宮城県弓道場：（近的）平成12年4月／（遠的）平成11年3月
宮城県クライミングウォール：平成14年4月

④運営形態

指定管理（宮城県スポーツ協会）
指定管理期間：令和4年4月から令和9年3月

⑤開館日

月～土曜日 9：00～21：00
日曜日・祝日 9：00～17：00

⑥駐車場／エレベーター

有（約240台、大型バス用6台）
／無

⑦主な利用者

武道愛好家、文化スポーツサークルメンバー（太極拳、フォークダンス、卓球等）、学校部活動部員

⑧類似施設

柔道場、剣道場、弓道場は各市町村施設や学校施設等にも整備されている場合がある。
クライミングウォールは、県内に民間施設が2か所あるものの大会実施可能な広さを有していない。

⑨現状と課題

- ▼柔道場、剣道場、弓道場を一か所に備える県内有数の施設。
敷地内に、武道館、弓道場、合宿所、クライミングウォールがありそれぞれ建築年が異なる。
- ▼R3.2、R4.3の地震被害に対応して、近年大規模修繕を行っている。
障害者席やエレベーターが整備されておらずバリアフリーに課題。道場部分には空調設備がない。
- ▼武道館・弓道場の利用率は高い。クライミングウォールは老朽化・競技規格に合っていないなどの理由から利用率が低い。
合宿所は利用率が低い上、宿泊者の大半が第二総合運動場の利用者ではない。



宮城相撲場の概要

①設置目的

相撲競技の大会実施場所として設置

②根拠法令

県都市公園条例（昭和34年宮城県条例第21号）

③開設

宮城相撲場：昭和46年7月

④運営形態

指定管理（仙台市スポーツ振興事業団）
指定管理期間：令和4年4月から令和9年3月

⑤開館日

月～金曜日	4月1日から10月31日	8:00～19:00
	11月1日から3月31日	8:00～17:00
土・日曜日・祝日	4月1日から3月31日	8:00～17:00

⑥駐車場

有（宮城野原公園総合運動場駐車場
場・楽天球場有料駐車場）

⑦主な利用者

相撲大会関係者・
仙台相撲クラブ

⑧類似施設

みちのく伝創館相撲場（栗原市栗駒）、栗駒武道館相撲場（栗原市栗駒）
道の駅米山併設相撲場（登米市米山）

⑨現状と課題

- ▼施設の老朽化が著しく、上屋を支える柱の鉄筋にサビが見受けられる。
- ▼着替え場所等の大会実施に必要な施設がなく、仮設で周辺にテントを張って対応している。
- ▼年数回、高体連の大会やスポーツ少年団の練習場所と利用されているものの利用率は低い。
- ▼相撲部のある各学校には練習のための土俵があることから、部活動生徒の日頃の練習利用によって利用率を向上させることも現状では困難である。



【参考：利用者数の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数	570	435	614	314	174	348	276	4	152	357

各施設の整備方針

名称	建築年月	築年数	整備方針
宮城県第二総合運動場			
宮城県武道館	昭和56年3月	42年	バリアフリー化改修、空調設備設置工事 →エレベーター設置、車イス利用者のための観客スペース設置、エアコン設置など
宮城県弓道場（近的弓道場）	平成12年4月	23年	必要な修繕等を計画的に実施
宮城県弓道場（遠的弓道場）	平成11年3月	24年	必要な修繕等を計画的に実施
宮城県合宿所（ほか、旧管理棟、旧ラグビー場更衣室、車庫）	平成4年3月	31年	合宿所機能を総合運動公園（利府町）の合宿所に集約 →建物は廃止の上、解体撤去
宮城県クライミングウォール	平成14年4月	21年	継続検討 →本整備方針では結論を出さず、競技団体等と引き続き協議・調整を図り、施設の在り方を検討していく
宮城相撲場	昭和46年7月	52年	県内市町村の相撲場への環境整備支援 →県営相撲場は廃止の上、解体撤去 相撲に親しめる環境を残し、相撲競技の振興を図ることができるよう宮城県武道館に室内土俵セットを用意する